

川崎市資産改革検討懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市資産改革検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 局長は、資産マネジメント事業の推進に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 資産改革に係る取組の現状分析及び課題
- (2) 課題解決に向けた方向性
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 懇談会の委員は、経済、財政及び不動産鑑定等の資産改革に密接な関連を有する分野に関して専門的見地を有する者5名以内とする。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、総務企画局公共施設総合調整室において処理する。

(その他)

第5条 懇談会の参加が難しい委員には、個別に意見を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は平成27年8月12日から施行する。
(川崎市資産改革検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 川崎市資産改革検討委員会設置要綱（平成22年3月18日付21川財管第1111号）は、廃止する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。